

わたしたちのまち鎌倉のことに関心をもち、自分たちでよりよくしていこうという想いを共有して行動するための条例(素案)((仮称)市民活動推進条例)に対する意見及び市の考え方

NO.	意見の概要	市の考え方
1	<p>この度の条例素案は条立て形式に変わり、条例とはやはりこういう形式でなければ ならないものなのですね、と思いました。形式に拘るわけではありませんが、内容は同じであっても随分異なった印象を持ちました。正直な所、自分事としての感じは薄らぎ、活動している人たちのものであって、自分が活動することになった時に初めて必要になる条例なのかなと思ってしまいます。</p> <p>前回の素案からは、一緒にやってみようという呼びかけの強いものを感じましたし、とても読みやすく分かりやすい文章ですと入ってきましたので、他人事ではなく自分事として捉えやすかったです。しかし、そういった違いを感じる事が出来たのも、今回条立てとなり前回との違いがあったからこそ前回の方がより自分事として感じられたのだと思います。</p> <p>今回の素案にも「私たち」の定義はしっかり書かれているので、決して活動をしている人たちだけでなく、鎌倉に在住している人にとっては自分事として捉えるべきだと思います。そのような意味でも前回からの流れがあり今回の素案となったことは良かったと思います。</p> <p>第6条に委員会について詳細に記されていたことは、とても解りやすく、明確化されてきたのが良かったと思います。</p> <p>指針については簡潔にまとめられているので見やすいですが、初めて活動を開始する人が実際に活動していく段階になった場合にはもう少し詳細なものが必要になってくるような気がします。いざ活動をしようと思う時にこの指針を読むと漠然としていて少し理解しにくいいため、具体例など分かりやすい表現、説明を入れて頂けると有難く思います。ページ数が増えて読むのが大変になる場合は、具体例を掲載した別冊版のようなものを検討していただければと思います。</p> <p>ここまで条例素案、指針素案を作り上げるために長時間議論を重ねてくださった皆様に感謝します、有難うございました。</p>	<p>鎌倉のまちをより良いまちにしていくためには、普段市民活動や地域活動等を行っている方だけでなく、これまでそういった活動に携わる機会がなかった方や、あまり関心を持っていない方も含め、一人ひとりが「鎌倉のまちを創っていくのは自分自身」、「自分事」として捉えていただくことが重要であると検討会で議論されてきました。</p> <p>前回の素案を条例の基本理念として活かし、市は条例の基本理念の広報啓発に努め、一人ひとりが主人公として輝ける鎌倉を目指していきます。</p> <p>皆さまからいただいたご意見を参考にし、条例の制定、指針の策定に向け、進めていきます。</p>
	<p>1. 条例名称について 「わたしたちのまち鎌倉のことに・・・条例」という名称に反対する。略称をどうするつもりですか。日本一長い名称の条例だそうですが、問題は中身です。 なお、前回11月の意見募集では「自分たちのまちなんだから・・・」となっており今回と異なっています。名称は条例検討会によって提案されたものとの解説がありますが、条例名称として適切かどうかを判断の上意見募集してほしい。</p> <p>2. 条例と指針との関係について 前回11月の意見募集の際、詳細は指針にゆだねるということで内容がわからなかった。今回は指針が示されたので一歩前進である。</p> <p>3. 条例第1条について 「わたしたち」の中に「事業者」が明記されていない。「その他」に含まれるのかもしれないが明記するべき。事業者を「わたしたち」に取り込む必要がある。</p> <p>4. 条例第4条から第6条について 「市」がやるべきことを定めている。それはかまわないが、「わたしたち」のそれぞれに対する規定が必要です。</p> <p>5. 条例第3条について 「市」は指針を策定することを規定しているが、本来この条では「市民活動の推進」と「協働(事業)の推進」を通じて第1条の目的と第2条の基本理念の実現をはかることをまず規定するべき。 その上で、「推進」の具体的内容を規定することになる。素案では市は指針を策定することになっている。しかし、指針の内容をなぜ条例の本文に規定できないか理解できない。前回11月の意見募集の際、指針の内容を開示してほしいといったが、指針の開示が目的ではない。どうも趣旨が伝わらなかったようだ。</p>	<p>条例名は条例検討会で多くの議論を行い、普段市民活動や地域活動等を行っている方だけでなく、これまでそういった活動に携わる機会がなかった方や、あまり関心を持っていない方にも条例の趣旨が伝わり、また興味をもっていただくきっかけにしたいということから、このような名称としたものです。</p> <p>なお、条例の名称については、庁内で検討を経て、「私たちのまち鎌倉のことに関心をもち、自分たちでより良くしていこうという想いを共有して行動するための条例(案)」に変更しました。</p> <p>皆さまからいただいたご意見を参考にし、条例の制定に向け、進めていきます。</p> <p>事業者も「私たち」の一員であり、市民活動団体や地縁組織、市等と連携することで、事業者が持つノウハウや人材等の資源が地域の中で活かされ、より魅力と活力あふれる地域社会が実現するものと考えております。 条文を整理する上で、「市民等」の中に「活動するもの」を加えて事業者等の組織を表すこととしました。</p> <p>本条例では、個々の役割や責務を規定するのではなく、基本理念を通して「私たち」が行動すべきことを述べています。</p> <p>本条例では、指針の策定に合わせて、市民等からなる外部組織による附属機関として、市民活動・協働推進委員会を設置します。 委員会によって、社会のニーズに合わせて施策の検討や指針の見直しを行い、新たに発生する課題への対応や、市民等の柔軟な発想による施策を取り入れていきたいという意図から、具体的な施策については指針によって定めていくこととしました。 条例は、それらの施策を実行していくための土台として機能させることを目的としています。</p>

わたしたちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでよりよくしていこうという想いを共有して行動するための条例(素案)((仮称)市民活動推進条例)に対する意見及び市の考え方

NO.	意見の概要	市の考え方
2	<p>6. 指針に関しての意見</p> <p>この指針の各項目の主体は誰なのか。主語を明示するべき。「わたしたち」の誰なのか。いうまでもないが、「誰がいつまでに何をする」を規定しないとイケない。また、「人、物、金」と称せられるリソースを確保しなければ実行できない。整理が不十分である。</p> <p>「2」市民活動推進</p> <p>この項は「3」と対比して読むと、市民活動に関し、市は支援する立場という位置づけなのだろう(協働ではないという意味)。そういう理解の上で、</p> <p>(1)ア「自分たちでできることは自分たちでやってみよう」・・・ここでいう「自分たち」は誰ですか。市民ですか。一方、「(1)イ」は「市」の責務のように読める。(2)は大部分が「市」の責務のように読めるが、「カ」の市民活動団体の評価と情報公開はおせっかいどころか活動を阻害するのではないかと。迷惑である。いずれにせよ、主語を記載してほしい。</p>	<p>「2」市民活動推進(1)ア「自分たちでできることは自分たちでやってみよう」の「自分たち」は市民や事業者、市職員など鎌倉のまちに関わる全てのものを指しますが、主語がわかりにくいというご意見を踏まえ、指針を整理していきます。</p>
	<p>「(1)ウ」で「共歩」という新語を用いている。「きょうほ」と読ませるつもりでしょうが、わざわざ新語をつくることはやめて下さい。ちなみに「共歩精進(ぐぶしょうじん)」という仏教用語があります。</p>	<p>いただいたご意見を参考にし、わかりやすい表現となるよう、指針を検討していきます。</p>
	<p>「3」協働推進</p> <p>この項は市民活動と市との協働(活動・事業)に関する規定と思う。現状で問題なのは市は委託事業として市民(団体)に発注すれば協働事業が自由にできるが、市民(団体)側からの提案はなかなか採用されないことである。前例のない新規課題に対処するために市民(団体)の知恵と労力に期待するべき。また、市でないとできない部分もあり是非協働という形で市が参画することが期待される。このところをしっかりと押さえてほしい。</p>	<p>いただいたご意見を参考にし、具体策の展開において検討していきます。</p>
	<p>7. まとめ</p> <p>仮称)市民活動推進条例(素案)としては賛成しかねる。周辺他市に比べて遅れに遅れているのだから、もう一度出直してはどうですか。拙速に9月議会に提案する必要はない。</p> <p>また、条例(文)案は条例検討会から事務局に一任されたと聞かすが、市民への意見公募の前に検討会にはかかってはどうですか。検討会は少なくとも一般市民より内容を熟知している筈。またそうでないなら検討会に問題ありと言わざるを得ない。</p>	<p>条例素案は条例検討会でおおむね了承された案をもとに、意見公募を実施し、市議会9月定例会での条例制定を目指し、取組んでいきます。</p>
	<p>1. 市民活動とは、本来市民独自で市民の為に市民目線にて自前で諸事業活動を行うもので、行政からの支援とか評価を受ける前提で行うものではなくして決して無い筈。</p> <p>今回の推進条例は、全ての市民活動を行政当局が管理しようとしているのか、又は行政が絡まない市民活動はできなくなるということかその辺が良く判らない。</p>	<p>本条例は、市民活動を制約したりするものではなく、市民活動を行う方々がより活動しやすいような環境づくりや市民一人ひとりが行動していく市民主役のまちを創るため、また多様な主体が協力し合う協働を推進していくためのものです。</p>
	<p>2. 協働とは具体的にどういうことなのか？市民ベースと行政ベースでの捉え方・考え方にギャップを感じている。原点をしっかりとお互いに確認・理解できるものが欲しい。</p> <p>お互いの立場で協調すると言っても、根本的に立場が違う訳だから各活動事業の主体性をハッキリさせて、責任制を確立することが肝要。(全ての活動事業が円滑にいくとは限らない故)</p>	<p>いただいたご意見を参考にし、指針での記載を検討していきます。</p>
3	<p>3. 地域活動に於いて、自治町内会との棲み分けもハッキリさせておく必要があるのでは？又、現在の鎌倉NPOセンターの位置づけがどうなるのか分からない。</p>	<p>自治・町内会活動においても公益性がある活動については鎌倉のまちを創っていく活動のひとつとして支援をしていきます。</p> <p>市民活動センターについては、公の施設であり、市民活動支援施策の一つとして位置づけていくものです。</p>
	<p>4. 行政側の管理的機構として“委員会”なるものの設置を企図しているが、そのメンバー構成に学識経験・知識経験を有する者が入っている点、他の各種行政の委員会をみても無意味に思える。どうしてもいう事なら、鎌倉市に在住する人とか実際の市民活動経験者ということは必須でしょう。</p>	<p>市民活動・協働推進委員会は、地方自治法の規定に基づいて設置する附属機関であり、「鎌倉市審議会等に関する指針」に則り、会議は原則公開で実施します。委員会は、学識経験者や知識経験者以外に、市内で活動する市民活動団体等から委員を推薦していただくほか、公募による市民委員などで構成する予定です。</p>

わたしたちのまち鎌倉のことに関心をもち、自分たちでよりよくしていこうという想いを共有して行動するための条例(素案)((仮称)市民活動推進条例)に対する意見及び市の考え方

NO.	意見の概要	市の考え方
	5、現状各ボランティア的市民活動団体は、高齢化に伴い若年者不足で後継問題を抱えている所が多い。世の中の趨勢により高齢迄現役で仕事をせざるを得ない故、益々市民活動への参加者が減っていく傾向は否めない。そのような中、行政としてカネの支援だけでなく真の市民活動へのリーダー性を備えた官民での人材の育成がなくては、このような条例は絵空事になってしまうので、施行する上で最大の課題となります。	いただいたご意見を参考にし、指針を検討していきます。
4	<p>1. 今回のパブコメに示された「条例素案」の文章構成が条書きで表現されたことは評価します。</p> <p>ただし、近隣市の条例などを見ると、「目的」「定義」「基本理念」「役割(責務)」「財政的支援」「施策」については条文として表現されている。今回鎌倉ではこれらを指針参照としたことで一見して理解しにくい条例となってしまう。このことについての批判の声が多数聞かれます。</p> <p>2. パブコメ用にアップされている「指針素案」は指針の内容が省略されているので、このままでは条例素案にある文章を判断するには何がどのように盛り込まれるのかが不明確となり上記のことと合わせて大変解り難くなっています。</p> <p>3. 条例名称が非常に長たらしいものになっていることに対しても批判の言葉を述べる方が多くいます。今どきの流行りに乗ったような軽いものとして受け取られ、新条例が出来たという新鮮な取り組みスタートの意気込みとかけ離れた受け止められ方が懸念されます。</p> <p>4. この条例は市民活動を行う方々の定義付けがもう一つ不明確です。近隣市の条例では対象となる人々について条文の中で「市と職員」、「市民」、「団体」、「事業者」の定義付けを盛り込んでおります。それにより「我々」「ジブンゴト」の意味をはっきりします。改善の余地はありませんか？</p> <p>5. 市民活動は近年全国的には盛り上がり欠くものとの評価もある中で、鎌倉は古くから市民活動が盛んに行われていると評価されています。その鎌倉でも新たな条例の趣旨は丁寧に説明して理解してもらえよう努力が必要かと思えます。特に市民活動を盛んにすることにより、余計な予算を使わなくなれば、快適な生活環境が整い自治体としての自立も目指せると思えます。</p>	<p>皆さまからいただいたご意見を参考にし、条例の制定に向け、進めていきます。</p> <p>時代と共に変化し、また新たに発生してくるあらゆる課題に対して、市だけではなく市民等と共に考え、時代に合わせて対応して行く土台として機能させることを目的として、理念を掲げた条例にしています。</p> <p>パブリックコメントでは、指針の骨子を提示しています。現在指針は作成中で、解りやすい内容になるよう策定していきます。</p> <p>条例名は条例検討会で多くの議論を行い、普段市民活動や地域活動等を行っている方だけでなく、これまでそういった活動に携わる機会がなかった方や、あまり関心を持っていない方にも条例の趣旨が伝わり、また興味をもっていただくきっかけにしたいということから、このような名称としたものです。</p> <p>なお、条例の名称については、庁内で検討を経て、「私たちのまち鎌倉のことに関心をもち、自分たちでより良くしていこうという想いを共有して行動するための条例(案)」に変更しました。</p> <p>この条例は、市民活動をしている方だけではなく、市民活動や地域活動に関心がない方も含めて一人ひとりが鎌倉のまちを創っていくのは自分自身であり、「自分事」として捉えていただくことを期待して、私たち(鎌倉のまちに住み、働き、学び、活動するもの及び市)を対象としています。それぞれの役割については、指針の中で記載していきます。</p> <p>鎌倉のまちをより良いまちにしていこうためには、普段市民活動や地域活動等を行っている方だけでなく、これまでそういった活動に携わる機会がなかった方や、あまり関心を持っていない方も含め、一人ひとりが「鎌倉のまちを創っていくのは自分自身」、「自分事」として捉えていただくことが重要であると条例検討会で議論されてきました。本条例の基本理念の広報啓発に努め、一人ひとりが主人公として輝いて活動できるまちを目指していきます。</p>
	<p>① 条例素案について 「わたしたちの…条例」という長い名称は、長ければ人目を引くとお思いでしょうか？ 誰にでも分かり易くという意図は理解しますが、長いことによりかえって分かりにくくなっています。(仮称)の「市民活動推進条例」だけで良いのでは…。 この長い名前が、鎌倉らしさを表しているとは思えません。</p> <p>前文で述べたことが繰り返し(目的)の中で述べられています。前文で語られている内容を重ねて条文に掲げる必要はないので、第1条は「基本理念を定め地域社会に寄与することを目的とする」という一文で良と考えます。 各条文についても「鎌倉らしさ」「輝く」などの修飾が目立ち内容がかえって分かりにくくなっています。余分な言葉を添えるよりも、「市の責務」の内容を詳しく掲げ、予算についてや、市民と市が対等の立場であることも明記すべきです。</p>	<p>条例名は条例検討会で多くの議論を行い、普段市民活動や地域活動等を行っている方だけでなく、これまでそういった活動に携わる機会がなかった方や、あまり関心を持っていない方にも条例の趣旨が伝わり、また興味をもっていただくきっかけにしたいということから、このような名称としたものです。</p> <p>なお、条例の名称については、庁内での検討を経て、「私たちのまち鎌倉のことに関心をもち、自分たちでより良くしていこうという想いを共有して行動するための条例(案)」に変更しました。</p> <p>前文ではいままでの鎌倉の良さ伝統を未来に受け継ぎ、更に魅力的な私たちのまちを共に創っていくことを述べ、目的では「基本理念を定め、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与すること」を定めています。どちらも一人ひとりが主人公であることを述べていますが、目的では、誰が条例の対象なのかも定めています。 修飾が多くかえって分りづらいというご意見ですが、今まで市民や学識経験者などで構成される条例検討会で検討し、普段条文を読まない人たちにも伝わりやすい表現としました。また、市の役割などについては、指針の中で整理していきます。</p>

わたしたちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでよりよくしていこうという想いを共有して行動するための条例(素案)((仮称)市民活動推進条例)に対する意見及び市の考え方

NO.	意見の概要	市の考え方
5	<p>前文や目的の中で、「わたしたち」について触れていますが、「わたしたち」を「鎌倉のまちに住み、働き、学ぶ人々及び市、市職員その他鎌倉のまちのために関わる全ての人々」と定義しています。しかし、鎌倉のまちを創っていくのは「わたしたち」という人間だけではなく、市民団体であったり、企業であったりもする筈です。「わたしたち」の中に、企業や市民団体も含めるべきであり、「わたしたち(市民)」の定義も条文化して下さい。</p> <p>第5条2に別表を活用とありますが、別表の内容は条例素案と同じ事が書かれているだけなので、わざわざ別表する必要は無い。</p> <p>第6条については、公募で委員を決めること・委員会での審議内容は公開するという項目も入れるべきです。少なくとも指針(素案)の6の中に盛り込まれるべき。</p> <p>②指針(素案)について 指針1ウ「共歩」という造語について…。わざわざ造語を入れる必要がありますか？この言葉によってこの一文が分かりにくくなるのではと懸念します。 指針2(2)は主語が分かりません。(2)のア・イ・ウを提供するのは誰？ですか。誰が誰に提供するのがハッキリと分かるように文章化して下さい。</p>	<p>条文を整理する上で、「市民等」の中に「活動するもの」を加えて企業や市民活動団体等の組織を表し、「市民等」と「市」を合わせて「私たち」と整理しました。</p> <p>別表は条例本則の内容と重複しているため整理し、別表を基本理念とすることといたしました。</p> <p>市民活動・協働推進委員会は、地方自治法の規定に基づいて設置する附属機であり、「鎌倉市審議会等に関する指針」にのっとり、会議は原則公開で実施します。また、市民委員は公募して決定します。</p> <p>いただいたご意見を参考にし、わかりやすい表現となるよう、指針を検討していきます。</p>
	<p>タイトルが長すぎる。本来条例名はすっきりしたもの、目的を表わすものでいいはず。市民活動推進条例でいいと考えます。</p> <p>6条以下、委員会のことを記しているが、別に委員会条例を定めればよいことである。条例はこれを除外すべきと考えます。</p>	<p>条例名は条例検討会で多くの議論を行い、普段市民活動や地域活動等を行っている方だけでなく、これまでそういった活動に携わる機会がなかった方や、あまり関心を持っていない方にも条例の趣旨が伝わり、また興味をもっていただくきっかけにしたいということから、このような名称としたものです。 なお、条例の名称については、庁内で検討を経て、「私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという想いを共有して行動するための条例(案)」に変更しました。</p> <p>附属機関の設置について一体の条例として制定することで、本条例の実効性を担保することを企図しています。</p>
6	<p>市民の責務、市の責務、市民団体の責務、事業者の責務をキチンと明記すべきです。各条に条文として記載すべきと考えます。 市の施策は責務と別に細目を記入すべきである。支援、予算を講ずることなどを具体的に書くべき。 市民との協働は、別に細目を設けて書くべきである。 市民活動センター(NPOセンター)についても別に項目を設けて、目的、活動、予算について記入すべきである。 要するに委員会設置のことだけ大きく記載しただけの中味のない条例になっており、抜本的に練り直すべきと考える。 指針も条例の中に入れるべきと考える。 1条 基本的な考え方、2条 活動推進のための方策、3条 協働の推進について、4条 市の役割、市民の役割、市民団体の役割、事業者の役割、5条 財政、6条 情報公開、7条 市民活動センターの役割、8条 委員会の責務、のように、条例に入れる形がふざわしいと考えます。 条例が薄っぺらなもので指針が条例の中味ようになっており、逆転している。</p> <p>別表は必要ない。条例の中に明記すべき。</p> <p>10月に市長選挙が行われる。理事者が交代する可能性があり、施策も変わる。選挙後まで条例案提出を待つべきと考える。市長選挙の結果を踏まえ、改めて新理事者と協議の上、条例を出し直していただきたい。</p>	<p>時代と共に変化し、また新たに発生してくるあらゆる課題に対して、市だけではなく市民等と共に考え、時代に合わせて対応して行く土台として機能させることを目的として、理念を掲げた条例にしています。 ご意見としていただきましたが、原文を基に進めていきます。</p> <p>別表は条例本則の内容と重複しているため整理し、別表を基本理念とすることとしました。</p> <p>本条例の制定をきっかけとして、市民活動及び協働の具体的施策の実施に速やかに取り組んでいきます。</p>

わたしたちのまち鎌倉のことに関心をもち、自分たちでよりよくしていこうという想いを共有して行動するための条例(素案)((仮称)市民活動推進条例)に対する意見及び市の考え方

NO.	意見の概要	市の考え方
	<p>1. 条例名について なぜこのような長い名前の条例になったのでしょうか。鎌倉市には「鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例(クリーンかまくら条例)」がありますが、これをつい「まち美化条例」と呼んでしまうように、覚えにくさや時間がたち実態にそぐわなくなっていると言った欠点があります。鎌倉らしさの追及が条例名へのこだわりだとしたら、それは必要ありません。世界一美しい世界遺産のまち、京都市でさえ誰もが受け入れやすい一般的な条例名を使っています。「鎌倉市ごみの散乱・条例」は「鎌倉市まち美化推進条例」が自然です。条例がまち美化推進協議会を置いているように、今条例では「市民活動・協働推進委員会」を置くとしています。それであればむしろ、「市民活動・協働推進条例」が妥当ではないでしょうか。条例名についての説明および再考をお願いします。</p>	<p>条例名は条例検討会で多くの議論を行い、普段市民活動や地域活動等を行っている方だけでなく、これまでそういった活動に携わる機会がなかった方や、あまり関心を持っていない方にも条例の趣旨が伝わり、また興味をもっていただくきっかけにしたいということから、このような名称としたものです。 なお、条例の名称については、庁内で検討を経て、「私たちのまち鎌倉のことに関心をもち、自分たちでより良くしていこうという想いを共有して行動するための条例(案)」に変更しました。</p>
7	<p>2. 条例(素案)について 検討会議事録によると、昨年11月のパブコメ意見の内訳は賛成:反対が3:2でした。反対意見の中に「条例のかたちとして疑問を呈する意見」や「具体的な市の施策、指針を条例に盛り込むべきと言う意見」があり、事務局が「対応できていない」と回答しています。 平成12年に施行した横浜市民活動推進条例と見出しを比較してみました。法制担当との詰めはどこまでやれたのでしょうか。検討会委員の期待感の強い意見が噴出してしまったからか、理念が先行して条例としての完成度が足りません。あれやこれや盛り込みすぎ、本質を磨かなかった世界遺産登録での挫折を思い起こしました。 地域の課題解決と豊かな地域社会を築くために、鎌倉に関係する一人ひとりがまちのさまざまなことに目を配る習慣を持ち、自ら行動することは、条例以前の第3期基本計画1市民自治の考え方です。1条例制定の目的に書かれた「行政からの一方的なサービス提供」と言う、市予算の使い方がまちのかたちを左右すると考える市民は多いと思います。横浜市を倣い、施行後に実践の足場を固めることのできる要素(特に基金など)を盛り込んだ条文に書き直してください。</p>	<p>時代と共に変化し、また新たに発生してくるあらゆる課題に対して、市だけではなく市民等と共に考え、時代に合わせて対応して行く土台として機能させることを目的として、理念を掲げた条例にしています。 昨年11月のパブリックコメントでは、各論ではなく理念を述べた条例としたことについての賛同も多かったことから、具体的施策については指針で記載していくこととします。</p>
	<p>3. 別表について 別表に名前がありません。名無しの別表をどのように活用していく予定ですか。「市民活動推進の手引き」などとしてはどうでしょうか。</p>	<p>別表は条例本則の内容と重複しているため整理し、別表を基本理念とすることといたしました。</p>
	<p>4. 指針(素案)について 規則とは地方公共団体の執行機関などが独自に制定する「自治立法」と定義されますが、これを指針にした理由を説明してください。 法的な強制力がない指針は、「目指す方向性を列挙したもの、目的・効果・意義・主体となる規範を解き明かしたいいわゆる、施行令の取り扱い説明書みたいなもの」と定義され、確かに市民活動推進と協働等について項目が列挙されていますが、説明書になっていません。2市民活動推進と3協働の主語や主体が明確でなく、内容が交錯し、総花的内容になっています。理解しやすく実効性が伝わるものにすべきです。法的な強制力がない指針だからこそ先送りや後回しにせず、細部をしっかりと説明してください。 また、わたしたちの・・・行動するための指針(素案)と言うタイトルの最後に(市民活動推進条例指針素案)が必要だったのではないですか。</p>	<p>時代と共に変化し、また新たに発生してくるあらゆる課題に対して、市だけではなく市民等と共に考え、時代に合わせて対応していくための土台として機能させることを目的として、理念を掲げた条例にし、具体的な施策等については指針の中に定めていきます。 今回のパブリックコメントでは指針素案の骨子を提示しています。現在内容については作成を進めており、ご意見を指針の検討に活かしていきます。 また、ご提案いただいている「(市民活動推進条例指針素案)」ですが、議決を経た後は、「(仮称)市民活動推進条例」という名称はなくなる予定です。そのため、指針名の最後にご提案の名称は入れませんでした。</p>
	<p>5. まとめ すでに検討会で1年をかけた今条例の施行はいつになるのでしょうか。費用対効果を考えてください。今条例により鎌倉市職員と市民との適切なパートナーシップ関係が構築され、協働が進化し、鎌倉の持続可能なまちづくりが着実に進むことを大いに期待しています。</p>	<p>平成29年市議会9月定例会での条例案提案を行います。議会で可決されれば公布の日から施行します。</p>

わたしたちのまち鎌倉のことに関心をもち、自分たちでよりよくしていこうという想いを共有して行動するための条例(素案)((仮称)市民活動推進条例)に対する意見及び市の考え方

NO.	意見の概要	市の考え方
	<p>市民活動推進条例素案に対する意見</p> <p>1. 前文について この条例は、鎌倉市として市民活動をこういう趣旨でこのように支援します、と市民に対し約束することを記述するものだと思う。にもかかわらず前文では、市民活動の理念・目的が語られている。全く場違いな記述であると思う。市民活動推進条例で市民活動の理念を語ってしまったら、市が市民活動に注文を付けているということとならざるを得ないと思う。市民活動は市役所等行政とは対等の立場に立って推進されるべきものである。まるで行政の手下に置こうかのような位置づけは理解に苦しむ。 改善策の一例としては、前文の最後の段落は、「鎌倉市は、市民活動のこのような性格を最大限に評価・尊重し、その活動を積極的に支援することによって豊かな地域社会を創ることを目指すものである。」という趣旨にしたらいと思う。</p> <p>2. 第1条(目的) 市民活動の基本理念を市役所が条例で定める、などということは、市民活動を冒涇するものではないでしょうか。市民の自主的な活動である市民活動を、市は「支援する」、「環境を整備する」ことしかできません。 「市民活動を支援し、市役所と市民との協働活動を活性化することによって……………を目的とする」という方向で改善したらどうか。</p> <p>3. 第2条について 市民活動の理念が語られている。市の条例としては場違いである。ここは「市民活動の評価」と題し、市民活動のこういう側面を最大限に評価・尊重するというをうたったらどうか。</p>	<p>本条例は、市民活動を行う方々がより活動しやすいような環境づくりや市民一人ひとりが行動していく市民主役のまちを創るため、また市民活動団体や事業者、市など多様な主体が協力し合う協働を推進していくためのもので、市民活動を行政が管理したり注文をつけたりするものではありません。 条例の基本理念については、市が一方向的に市民活動の基本理念を定めようとしたものではなく、市民活動を行う方々を中心とした条例検討会で考えられてきたものです。 なお、庁内の検討を経て、別表は条例本則の内容と重複しているため整理し、別表を基本理念とすることとしました。</p>
	<p>4. 第4条について この条例は市が市民に対し約束する内容を記述するものである。市職員についての記述は場違いである。削除するのが相応である。</p>	<p>第4条(市の責務)については、整理し、第4条(施策の実施)「市は、基本理念及び指針に基づき施策を実施する。」としました。</p>
8	<p>5. 第5条について ・情報提供並びに情報公開を積極的に行う旨を記述すべきである。 ・別表についてどういう趣旨であるか今一つ判断としないが、少なくとも第5項については別表から削除すべきである。</p>	<p>情報提供や情報公開については、指針の中で述べていきます。 別表は条例本則の内容と重複しているため整理し、別表を基本理念とすることとしましたが、市職員については鎌倉のまちを創る一員として、積極的に市民活動や地域の活動に関わっていくことが期待されていることから別表に含めているものです。 ご意見をいただきましたが、原文を基に進めていきます。</p>
	<p>指針素案に対する意見</p> <p>1指針の目的 主語はだれか。混乱がみられる。市役所としての環境整備・支援の方針を定めたものである。</p>	<p>主語がわかりにくいというご意見を踏まえ、指針を整理していきます。</p>
	<p>2. 市民活動推進について {1}基本的な考え方は削除すべき。変わって市民活動の評価、と題して市民活動の「積極性」「先進性」「問題発見能力」「現場に密着した解決力」等市民活動の評価すべき点を明記すべきである。 3協働の推進について {1} 基本的な考え方については2、と同じ {2} 6つの方策において情報公開の充実を明記すべき。</p>	<p>指針は、条例の基本理念に基づき、市民活動の支援及び協働を推進していくための方針や具体的施策を示すものとして作成しております。 情報公開については市民活動及び協働の推進に必要な施策として指針で記載していきます。</p>
	<p>終わりに NPO法でも明記されているように市民活動若しくは市民の社会貢献活動は、街づくりを目的としたものに限定されていない。現実に鎌倉市内で活動している市民活動の目的としては街づくりのみならず、国際交流、社会教育等目的は幅広い。また市民活動の受益者は鎌倉市内に限定されるものばかりでなく、県下、あるいは日本社会全体、さらには海外にまで及ぶものもある。 市民活動推進条例というからには、以上のようなことも十分考慮に入れていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見を指針の策定や今後の施策に活かしていきます。</p>

わたしたちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでよりよくしていこうという想いを共有して行動するための条例(素案)((仮称)市民活動推進条例)に対する意見及び市の考え方

NO.	意見の概要	市の考え方
9	<p>私たちのまち鎌倉は市民活動が盛んな街です。御谷の緑が市民活動で保全され、古都保存法の成立につながったのも、住民の鎌倉への愛着度が高いからにはほかなりません。その文化は今も健在です。市民活動の原点は、安全安心で心豊かに暮らしていける街、誇れる街でありたいという思いです。その思いは人に依り環境に依って違います。自然、安全安心、子ども、まちづくり等、それぞれの思いを共有する人々は自然発生的に集い、行動が起こります。行動するなかで、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」の必要性を痛感します。市民活動を起し支援する「市民活動センター」の充実拡大を求めます。</p> <p>我が街の「市民活動推進条例」は、市民活動を始める人に勇気を与え、市民活動を行う人を鼓舞する条例であってほしいと願います。内容が伴う条例の提示を期待しています。</p>	<p>鎌倉は海と山の美しい自然環境、豊かな歴史的遺産などを有し、多くの方々に愛されてきたまちです。その一人ひとりが思う鎌倉らしさは多様であり、色々な形でまちへの愛着があると認識しております。その一人ひとりが、自分のまちである鎌倉のため、まちを守り、創ってきたことの積み重ねで今の鎌倉があると考えております。本条例の制定のきっかけとして市民活動されている方々が、より活動しやすい環境づくりを進めていきます。具体的な施策については指針の中で定めていきます。</p>
10	<p>前文または基本理念で鎌倉市の「市民活動」を定義したほうが良いのではないのでしょうか。私の周辺でも「市民活動」を個人の趣味の延長のように捉えたり、私益が絡む「〇〇反対運動」と同じように捉えたりする人がいて様々です。広義には市民活動に含むのかもしれませんが、推進する対象としてはいかがなものかと思えます。どんな活動を条例で推進しようとしているのかをはっきりさせておかないと後々困りませんか。</p> <p>第3条(指針の策定)について 市が整備する環境とはどんな環境なのか、明確にしてください。ここにヒト・モノ・カネ等の投入資源を入れるべきではないのでしょうか。</p> <p>第6条(市民活動・協働推進委員会)について この(仮)市民活動・協働推進委員会と既存の組織(例えば鎌倉市市民活動センター運営会議協働推進部会)との関係性がわかりません。既存の組織をなくして新たな組織を作るのか、別の役割を担う組織なのかをはっきりしたらいかがでしょうか。 進行管理のしくみについて 委員会は進行管理のための組織なのでしょうか、それとも政策提言のための組織でしょうか。委員会とセンターの役割の違いがあれば明確化してください。</p> <p>自分たちまちのための活動(市民活動)について (2)の活動推進のための6つの方策は(できているかはともかく)ほとんど現状の鎌倉市市民活動センターの指定管理業務です。この方策を行う主体がどこかの記述がなく、市なのか、センターなのかわかりません。 また、市民活動団体の評価とはどういうことでしょうか。何のために評価するのか、その目的がわかりません。</p> <p>役割について 指針なので、各組織の役割をここで明確にすべきではないでしょうか。</p>	<p>本条例では、市民活動に限らず、小さなことでも鎌倉のまちのために一人ひとりができることを行うことで、魅力と活力にあふれる地域社会の実現に寄与するものと考えています。支援の対象となる市民活動の定義は指針の中で記載していきます。</p> <p>時代と共に変化し、また新たに発生してくるあらゆる課題に対して、市だけではなく市民等と共に考え、時代に合わせて対応していくための土台として機能させることを目的として、理念を掲げた条例にしています。ヒト・モノ・カネ等に関する施策は指針の中で具体的に定めていきます。</p> <p>鎌倉市市民活動センター運営会議は独立した特定非営利活動法人であり、市以外が設けている既存の組織については、市がその存続を決めるものではありません。 市民活動・協働推進委員会は市が新たに設置する附属機関として、指針に基づく施策の検討や指針の見直しを行い、市に提言していく組織です。</p> <p>鎌倉市市民活動センターは指定管理施設として、市が市民活動を支援するための施設として設置しているものであり、活動支援のための方策のひとつに位置づけられるものです。 市民活動団体の評価については、市民活動団体が地域の課題解決等の成果をあげていても、財政面や組織力の面で民間企業等と比較されてしまうなどの意見があったことから、活動の成果を適切に評価し、市民活動団体の信頼性を高めることを目的としています。</p> <p>今回のパブリックコメントには指針素案の骨子を提示しています。各組織の役割については指針の中で記載していきます。</p>
11	<p>鎌倉市の職員が、部署を超えて市民活動に自ら関わっていただくことが市民活動の推進と協働の推進に効果的だと思います。 職員の役割が義務的に定められないよう配慮をお願いしたいです。</p>	<p>今後、市内部で検討組織をつくり、市民活動及び協働の推進に関する取り組みの庁内の合意形成、市職員の意識向上を図っていきます。</p>
	<p>条文の形式が整った事は前回の素案より、良くなったと思います。</p> <p>相変わらずの長い条例名に落胆しております。覚えられない。この条例を運用して、これから活動するのは若者ばかりではありません。これまで鎌倉らしい市民活動を牽引してきたのは人生の経験を積んで来た市民です。日本一長い条例名に何の意味があるのでしょうか。若者のゲーム感覚で条例名を決めるようなことがあってはなりません。</p>	<p>皆さまからいただいたご意見を参考にし、条例の制定に向け、進めていきます。</p> <p>条例名は条例検討会で多くの議論を行い、普段市民活動や地域活動等を行っている方だけでなく、これまでそういった活動に携わる機会がなかった方や、あまり関心を持っていない方にも条例の趣旨が伝わり、また興味をもっていただくきっかけにしたいということから、このような名称としたものです。 なお、条例の名称については、庁内で検討を経て、「私たちのまち鎌倉のことに関心を持ち、自分たちでより良くしていこうという想いを共有して行動するための条例(案)」に変更しました。</p>

わたしたちのまち鎌倉のことに関心をもち、自分たちでよりよくしていこうという想いを共有して行動するための条例(素案)((仮称)市民活動推進条例)に対する意見及び市の考え方

NO.	意見の概要	市の考え方
	<p>前文は他市の前文と比較して大変稚拙(失礼ながら言わせていただきます)です。 鎌倉の自然、歴史は謳われていますが、鎌倉の市民活動の原点である八幡宮の裏山を開発から守った「御谷騒動」は記載されていません。まさに全国に先駆けて市民が結集して八幡宮の裏山を守ったのです。それこそ他市にはない誇れる鎌倉の市民活動の歴史です。現在、未来は勿論大事ですが、歴史を学ばずして未来はないと思います。</p>	<p>この前文は、市民活動をしている方だけではなく、市民活動・地域活動に関心がない方市職員も含めて多くの方に「鎌倉のまちを創っていくのは自分自身であり、「自分事」として捉えていただくことを期待し、市民も市も一緒に市民活動及び協働を推進して、鎌倉のまちを創っていくという理念を主に述べたものです。ご意見のとおり、鎌倉のために様々な活動をしてきた方々により、まちが守られ、創られています。本条例は活動されている方々がより活動しやすい環境づくり、市民が主役の鎌倉を進めていくための第一歩になることを想定しています。</p>
12	<p>これからはCSR(corporate social responsibility)を旨とする企業との協働等も明確に理解しやすい表現で記載するべきです。(鎌倉のまちのために関わるすべての人々)に入っているのですが、明確ではありません。具体的に書くべきです。 この条例を見る人は市民活動が初めての人かもしれず、条例とは誰でも、どんな立場の人が見ても理解しやすいものであることが必須です。</p>	<p>企業等の事業者も「私たち」の一員であり、市民活動団体や地縁組織、市等と連携することで、事業者が持つノウハウや人材等の資源が地域の中で活かされ、より魅力と活力あふれる地域社会が実現するものと考えております。 条文を整理する上で、「市民等」の中に「活動するもの」を加えて事業者等の組織を表すこととしました。 時代と共に変化し、また新たに発生してくるあらゆる課題に対して、市だけではなく市民等と共に考え、時代に合わせて対応して行く土台として機能させることを目的としていることから個々の活動は明記せず、理念を掲げた条例にしています。ご指摘いただいている具体的内容は、指針の中で記載していきます。</p>
	<p>指針素案も併せて発表されていますが、本来条文に入れなければならない項目が指針に入っていて、指針素案に「市民活動及び協働についての環境整備や支援のための指針を策定します」とあり、これは指針素案ではないのでしょうか。これからまたこの下に指針をつくるのでしょうか。明確ではありません。</p>	<p>ご指摘の「市民活動及び協働についての環境整備や支援のための指針を策定します」という一文は指針素案の中の文章ではなく、条例の概要を説明した資料の中で「指針の策定」の項目について述べたものです。</p>
	<p>条例は法律のようなものですから、市が主体的に作成するべきものです。勿論広範な市民の意見を聞く事は大事です。ただ今回の素案策定は一回目の素案作成時の検討委員会のメンバーと全く同じです。そして最も明確でないのが委員の選定方法です。活動団体のリーダーは数名、圧倒的な数の若者がリードして作成されたと聞いています。 NPOセンターと素案について話し合いをすると当時の責任者が話したが、NPOセンターにも協働部会にも一度も意見を聞いて下さる事はありませんでした。それは大変残念なことです。</p>	<p>本条例は、市民や市民活動を行う方々を支援するための条例であり、市民を中心とした条例検討会で活発に議論され、出された意見をできる限り尊重するように条例案をつくってきました。条例検討会の委員については、その活動分野や所属する団体の法人格の有無、活動歴や年齢等を勘案して選出しています。</p>
	<p>条例制定に関しては他市には何周か遅れている鎌倉市ですから、ここに来て全国に恥をさらすような条例を慌てて作成するのではなく、少し時間をかけて、異なる年齢層、市民活動団体を入れて意見を聞き、市がまとめ、責任を持って作成しては如何でしょうか。そのことを強く求めます。</p>	<p>本条例の制定をきっかけとして、市民活動及び協働の具体的施策の実施に速やかに取り組んでいきます。</p>